

平成28年度第17回人事委員会会議の結果

1 開催日時

平成28年12月7日(水) 午後13時00分～14時00分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 馬橋 隆紀
委員 松沢 幸一
委員 小島 貴子
【事務局】 事務局長ほか6名

4 議事

会議冒頭で、議案第1号から第6号まで及び協議第1号については、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることを決定した。

議案第1号「平成28年度埼玉県経験者職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の作成について」

職員の任用に関する規則第12条第1項及び第22条の規定に基づき、次に掲げる試験の最終合格者を決定し、採用候補者名簿を作成した。

- 1 平成28年度埼玉県経験者職員採用試験
(民間企業等職務経験者区分及び海外活動等経験者区分)

議案第2号「平成28年(不)第1号事案について」

平成28年11月1日付けで請求人から準備書面(2)等が、同年11月28日付けで処分者から準備書面(2)が提出されたことを報告した。あわせて、両当事者に対して認否等を求めることについて決定した。

議案第3号「平成28年(不)第2号事案について」

請求人から平成28年11月25日付けで請求人から審理手続変更請求書等及び同年12月5日付けで準備書面(2)が、処分者から同日付で準備書面(2)等が提出されたことを報告するとともに、両当事者に対し認否等を記載した書面の提出を求めることについて決定した。あわせて、準備手続の進行及び争点案について協議した。

議案第4号「労働基準監督機関の職権行使について」

平成28年12月2日付けで教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

議案第 5 号「労働基準監督機関の職権行使について」

平成 28 年 12 月 2 日付けで教育委員会委員長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第 20 条第 1 項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定した。

議案第 6 号「埼玉県議会からの意見照会に対する回答について」

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき、県議会から次の条例案について、本委員会の意見を求められたため、適当である旨の回答案について決定した。

- ・ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 7 号「特殊勤務手当（警察業務手当）の支給対象業務の承認等について」

特殊勤務手当（災害整備等に係る警察業務手当）の支給対象業務の承認に係る決裁区分等の見直しについて協議した。あわせて、平成 28 年台風 9 号及び 10 号の発生に伴い、警察職員が従事した業務で申請のあったものについて、手当の支給対象等として承認した。

協議第 1 号「埼玉県議会からの意見照会について」

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき、県議会から次の条例案について、本委員会の意見を求められる見込みであることから、回答案等について協議した。

追加提出予定議案

- ・ 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- ・ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

協議第 2 号「職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について」

警察官（巡査）採用試験の試験区分を新設するにあたり、職員の任用に関する規則の一部改正について協議した。